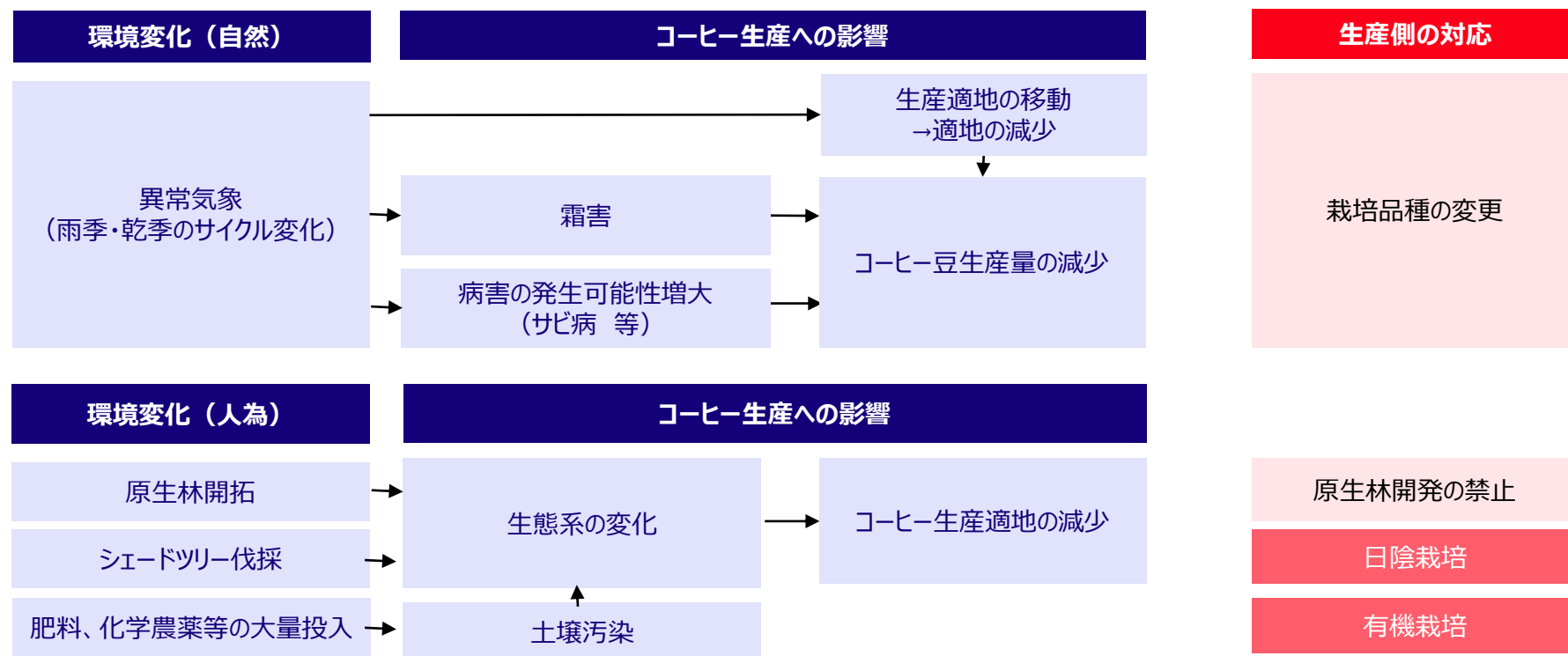


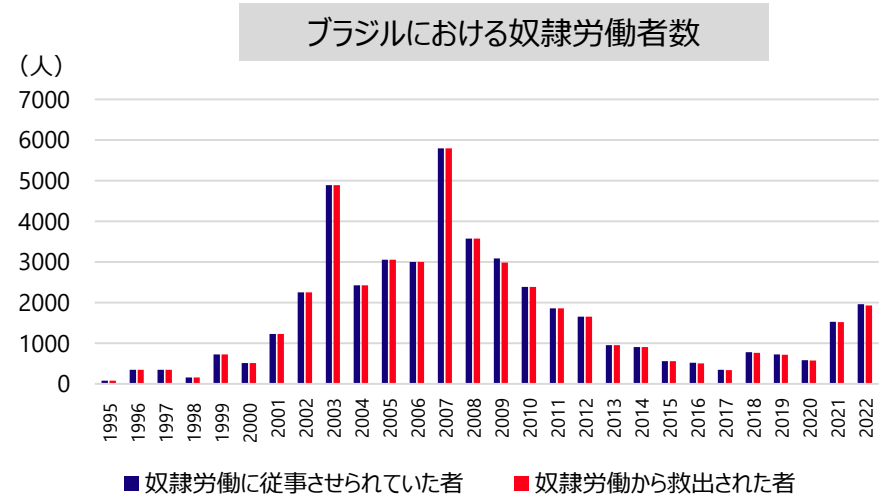
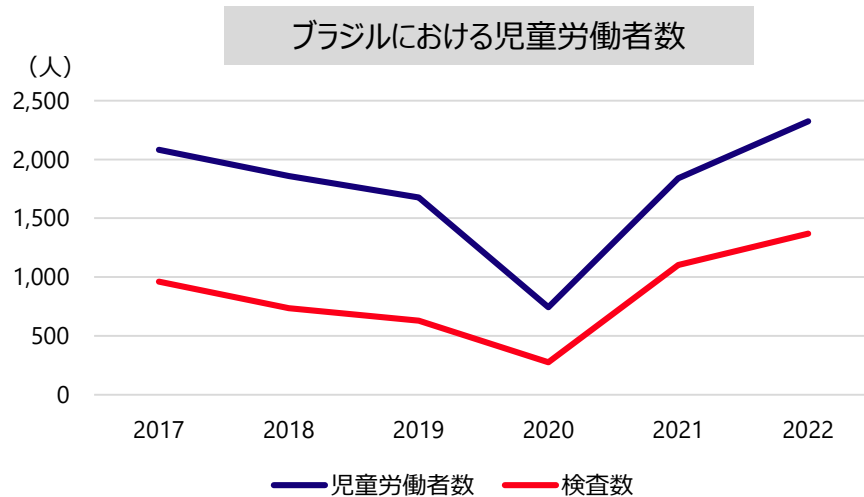
「持続可能」なコーヒー豆の重要性（環境面）

- コーヒーノキが気候変動に弱い作物である点、コーヒー生産が発展途上国が中心である点から、コーヒー産業における環境・社会的課題はこれまで様々に提起されてきた。例えば環境面では、コーヒーノキ保護のために生育していたマメ科のシェードツリーを生産効率向上のために伐採したことにより、渡り鳥の生態系の変化が生じたことが指摘された経緯がある
- 昨今「2050年問題」として、世界のコーヒー豆生産の7割を占めるアラビカ種の栽培適地が2050年には半減するとされており、環境問題への対策が喫緊の課題である
- 対応策として日陰栽培や有機栽培が進んでおり、こうして生産されたコーヒー豆は、プレミアムが付与されより高値で取引される



「持続可能」なコーヒー豆の重要性（人権面）

- コーヒー豆生産においては、生産者に利益が配分されにくいサプライチェーン構造になっており、奴隷労働、外国人労働者や先住民に対する人権問題、児童労働の問題が提起される
- **ブラジル政府においては、奴隷労働根絶のため労働商務省が「Dirty list」を作成しており、奴隷労働を実施していると特定された企業は公表される。**スターバックス社等の国際企業は本リストの掲載企業とは関係を切ることを宣言している
- また、収穫期には、**近隣国から多くの労働者が出稼ぎに来るが、こうした移動は政府の統計資料には表れにくく、外国人労働者の搾取解決が難しい**
- その他、2020年には児童労働を許さない旨を表明しているコーヒー小売大手に対し、コーヒー豆を供給しているグアテマラの複数農園で児童労働が行われていることが明らかになり、各社が対応に追われるなど、問題解決には遠い状況にある

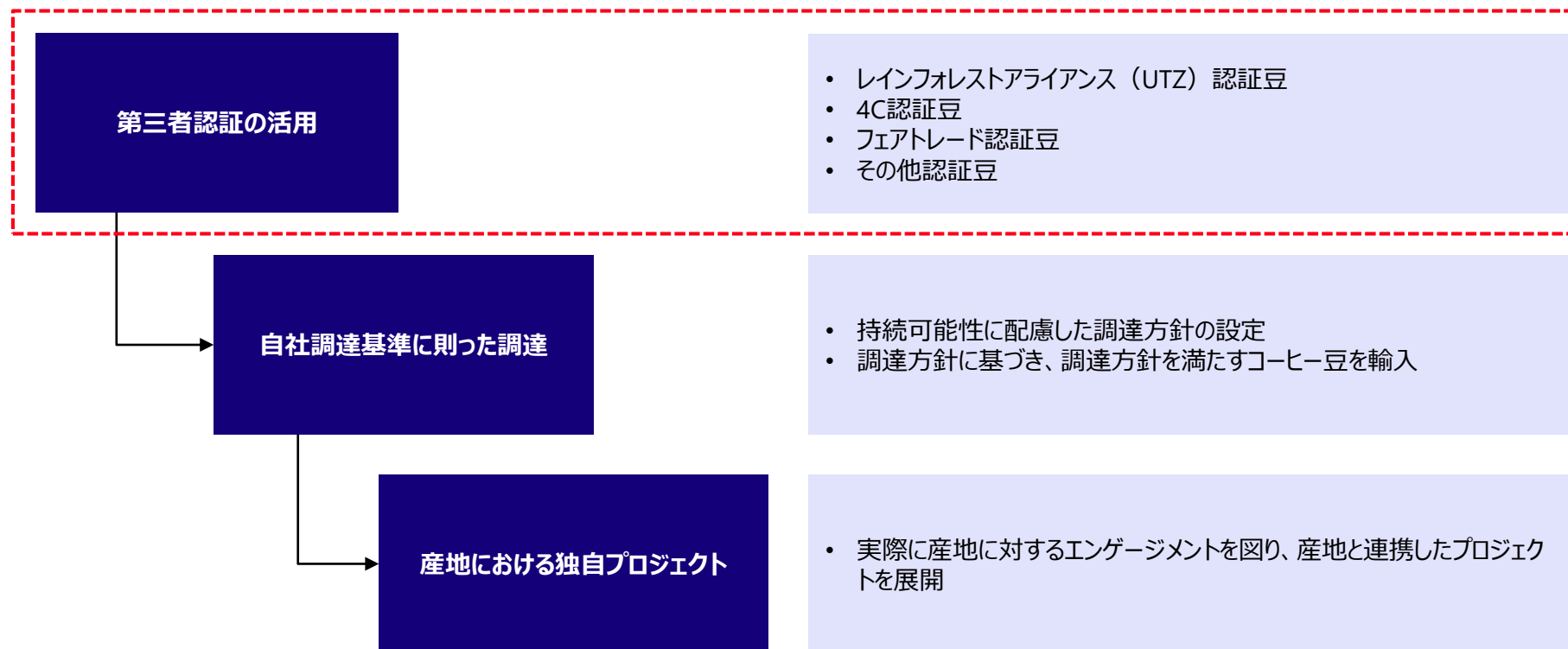


出所：ブラジル労働社会保障省「労働検査ポータル」よりみずほリサーチ&テクノロジーズ作成

コーヒー豆の「持続可能性認証」

- 環境や人権面でのコーヒー産業における様々なサステナビリティ課題への対処として、コーヒー業界では、「持続可能性」を考慮したコーヒー豆の調達を実施されている
- 事業者が実際にとるアプローチとしては、主に3段階のアプローチが想定される

コーヒー豆のサステナブル調達に対するアプローチ



有機JAS認証

- 有機JAS認証とは、JAS法に基づき「有機JAS」に適合した生産が行われていることを第三者機関が検査し、認証された事業者「有機JASマーク」の使用を認める制度である。農畜産物、畜産物及び加工食品は、有機JASマークが付されたものでなければ「有機〇〇」と表示ができない
- CODEX（食品の国際規格を定める機関）のガイドラインに準拠し、農畜産業に由来する環境への負荷を低減した持続可能な生産方式の基準を規定している（例：有機農産物にあつては、たい肥などで土づくりを行い、化学合成肥料及び農薬の不使用を基本として栽培など）
- 米国、カナダ及びスイスと有機農産物、有機畜産物及び有機農産物加工食品の認証制度について相互認証をしている

利用状況等



展開国数	9 か国 認証農業生産者のうちコーヒーを生産している農業者が存在している国数（日本含む）
認証農園面積	（国内）558ha（海外）539,430ha 国内、海外における有機JAS圃場面積のうち樹園地
加工事業者数	62事業者 認証加工事業者のうちコーヒーを扱う事業者数
輸入事業者数	3 事業者 認定輸入事業者のうちコーヒーを扱う事業者数

出所：農林水産省「有機食品の検査認証制度」より作成



4. コーヒー豆

- 4-1 コーヒー生産国の概要
- 4-2 コーヒーの国際流通の現状
- 4-3 コーヒー関連の持続可能性認証の利用状況
- 4-4 海外企業の取組事例

調査対象について

- 世界のコーヒーブランドの売り上げは以下のとおり
- ネスレ及びスターバックスは小売販売だけでなく焙煎事業者も兼ねており、ブランドとしての売上も世界上位 2 社であることから、これら 2 社を調査対象とし、事例調査を行った
- これに加え、コーヒー業界全体の持続可能性に向けた取組を網羅するため、サステナブルコーヒーチャレンジについても調査を行った

コーヒーブランド売り上げ（2020年）

順位	ブランド名	売上（US億ドル）
1	ネスカフェ	99.71
2	スターバックス	26.5
3	マックカフェ	21.07
4	ティム・ホートンズ	3
5	キューリッグ	2.86
6	コスタコーヒー	1.54
7	ダンキンドーナツ	1.37
8	グロリア・ジーンズ・コーヒー	0.54
9	マクスウェルハウス	0.4
10	フォルガース	0.22

出所：BizVibe「Top 10 Coffee Brands in the World 2020, Top Coffee Brands, Global Coffee Market Factsheet」より作成



第5章. 人権



5. 人権

- 5-1 サプライチェーンにかかる人権課題の概要
- 5-2 原材料調達にかかる人権課題
- 5-3 企業の対応動向

サプライチェーンと人権との関係性

■ サプライチェーンと人権に関する法・規制の類型は以下の3つ

- 米国型 : サプライチェーン上で強制労働・児童労働が行われた製品等の規制・加担企業への制裁
- 欧州型 : サプライチェーンを含む企業活動に関するデューデリジェンスの実施/開示義務
- 個別課題型 : 特定のコモディティに対するサプライチェーン上のデューデリジェンスの実施義務

サプライチェーンと人権に関連する法・規制例（*施行前を含む）

類型	概要（目的別）	デューデリジェンスの実施又は/ 及び報告の義務化	デューデリジェンス実施 及び情報開示の義務 化	製品への規制		加担企業への制裁	
				市場規制 （自国・自域内の輸出 入禁止）	公共調達からの排除	対象国への輸出禁止	自国・自地域内企業と の取引停止
米国型	サプライチェーン上での違反に対する製 品等の規制・加担企業への制裁	-	-	1930年関税法307条 (米) 敵対国制裁法(米)	連邦調達規制(米)	輸出管理規制(米)	グローバル・マグニツキ ー人権問責法(米) ウイグル人権政策法 (米)
EU型	企業活動のデューデリジェンスの実施/開 示	コーポレートサステナビリティ・ デューデリジェンス指令案(EU) 現代奴隷法(英) 児童労働注意義務法(蘭)	カリフォルニア州サプ ライチェーン透明法(米) デューデリジェンス法 (独) 現代奴隷法(加) 企業注意義務法(仏) 責任ある持続可能な 国際事業活動に関する法 案(蘭)	▲	▲	▲	▲
個別課題型	特定の品目に対するデューデリジェンスの 実施/開示	EU紛争鉱物規則(EU) 森林減少フリー製品に関する 規則案(EU) 新バッテリー規則案(EU)	ドット・フランク法(米)	▲	▲	▲	▲

※「-」は法規制の目的から除外される項目。「▲」は、法規制の目的から除外されるが、罰則としては該当する可能性がある項目。

（出所）富田秀実「持続可能な調達に向けて」（食品製造事業者の持続可能な原材料調達シンポジウム、2023年3月3日開催）、JETROより作成

EUにおけるサプライチェーンと人権デューデリジェンスの義務化

- EUにおけるサプライチェーンと人権デューデリジェンスに関連する法・規制は以下のとおり

	日本	EU	英国	ドイツ	フランス	オランダ
対象 法規制 (例)	「責任あるサプライチェーンにおける人権尊重のためのガイドライン」(2022年9月)	企業持続可能性デューデリジェンス指令案(2022年2月公表)	現代奴隷法(2015年7月施行)	サプライチェーン上の人権に関するデューデリジェンス法(2023年1月施行)	企業注意義務法(2019年1月施行)	児童労働注意義務法(2019年10月公布) 責任ある持続可能な国際事業活動に関する法案(2021年3月公表)
概要	国際スタンダードを踏まえた企業による人権尊重の取組の促進。	環境と人権の両側面からサプライチェーン上のデューデリジェンスの実施を義務化。 加盟国による各国法化を求める。 EU域内外で設立された企業が対象。	英国で活動する営利団体・企業(日本企業も対象)に対し、奴隷労働や人身取引がないことを確実にするための対応につき、報告を義務付け	間接的な取引先も含め自社のサプライチェーンに関わる国内外のすべての企業が人権や環境をリスクにさらされていないことのデューデリジェンス実施及び公表の義務付け	サプライチェーン上で生じる人権・環境への悪影響についてのデューデリジェンスの実施、評価、開示を義務付け	サプライチェーン上の児童労働の把握に関するデューデリジェンスの義務化が先行。その後、人権・環境への悪影響に関するデューデリジェンスと対策に関する義務付け、声明公表へ拡張

(出所) JETRO「ビジネス短信」「地域・分析レポート」、法案関連公表情報より作成



5. 人権

- 5-1 サプライチェーンにかかる人権課題の概要
- 5-2 原材料調達にかかる人権課題
- 5-3 企業の対応動向

サプライチェーンとデューデリジェンス法・規則

	欧州型	個別課題型
	コーポレートサステナビリティ・デューデリジェンス指令案*1	森林減少フリー製品に関する規則案*2
法体系	【指令】 各加盟国に対して指令に沿った国内法化を求めるもの	【規則】 EUの加盟国及びEU加盟国の企業や国民に対して直接規制をかけるもの
公表日	2022年2月24日	2021年11月21日
提案総局	司法・消費者総局（DG JUST）	環境総局（DG ENV）
目的	グローバルなバリューチェーン全体で持続可能で責任ある企業行動を促進すること	EUの消費が森林資源の枯渇（森林破壊）に与える影響を低減すること
背景	各加盟国で独自に制定されてつつあるデューデリジェンス義務にかかる法律に対して、EU統一での一定レベルの規制を策定する必要があった。	特定の製品による森林破壊への影響を把握し、報告するもの（ 先住民の権利を含む ）
DD対象	EU域内で活動する事業者のバリューチェーン（自社、子会社及び関連事業者）における 人権 及び環境のリスク	EU内で消費される製品の原材料に関する森林資源への影響リスク、 生産国法不遵守 のリスク
対象となる業種/品目	特定の業界/品目に限定されるものではない。※ただし、特定の業種に関しては、規制の対象となる要件が異なる。 業界/品目に限定したデューデリジェンスは以下の法令で補完される見込み。 ・EU紛争鉱物規則（Conflict Minerals Regulation） ・EU森林デューデリジェンス規則案（Regulation on deforestation-free supply chains） ・新バッテリー規則案（a new Batteries Regulation） ・改訂エコデザイン指令（Revision of Ecodesign Directive）等	業界の特定はなし。 対象品目及び対象品目を原材料とする製品（対象製品）に限定 対象品目：大豆、牛、パーム油、木材、カカオ豆、コーヒー、ゴム 対象製品：対象品目由来の製品
EU域内の対象企業	EU域内の加盟国法で設立された企業のうち以下のいずれかのグループに属する企業。 グループ1：①②の両方を満たす全企業。 ①全世界での売上が1.5億ユーロ以上。②500人以上の従業員。 グループ2：グループ1以外かつ、③④⑤のすべてを満たす企業。 ③全世界での売上が0.4億ユーロ以上。④売上の50%以上が「影響が大きい」業界で生じている。⑤従業員が250人以上。	EU域内に対象製品を配置又はEU域内から輸出を行う者。自然人又は法人に限定される。 ※EU域内で対象製品を利用可能にするその他のステークホルダー（中小企業を除く）もDDの実施対象に含まれる。
EU域外の対象企業	EU域内の加盟国法外で設立された企業のうち以下のいずれかのグループに属する企業。 グループ1：①を満たす全企業。 ①EU域内での売上が1.5億ユーロ以上。②500人以上の従業員。 グループ2：③④の両方を満たす企業。 ③EU域内での売上が0.4億ユーロ以上1.5億ユーロ未満。④売上の50%以上が「影響が大きい」業界で生じている。	第三国事業者がEU域内に対象製品を配置する場合は、対象製品を「EU域内市場で最初に流通、消費、又は使用するために有償・無償問わず供給する」EU域内事業者が対象となる。

*1 2022年2月24日公表案を基に作成。*2 2022年12月のウェブ公開情報を基に作成。